

第18回 検察運営全般に関する参与会（議事要旨）

1 開催日

令和7年2月17日（月）午後1時30分から午後3時50分

2 開催場所

法務総合研究所赤れんが第5教室

3 出席者

(1) 参与

秋葉康弘参与、川出敏裕参与、神田安積参与、坂元茂樹参与、立松美也子参与、野田稔参与、羽間京子参与、服藤恵三参与、古都賢一参与、三國谷勝範参与、和氣みち子参与

(2) 最高検察庁

畠本直美検事総長、山元裕史次長検事、西山卓爾総務部長、鎌田隆志監察指導部長、松下裕子刑事部長、小池隆公安部長、畑中良彦公判部長、宮地佐都季刑事政策推進室長、保坂和人再審担当サポート室長、内藤惣一郎先端犯罪検察ユニット（JPEC）班長

4 議事の要旨

(1) 検事総長挨拶

(2) 最高検察庁からの報告・説明

- ・組織運営状況調査について
- ・検察における取調べの録音・録画の実施状況等
- ・監察の概況
- ・再審担当サポート体制の強化について
- ・近時のJPECの活動状況について
- ・刑事訴訟法第321条の3の概要と取組
- ・検察独自捜査における取調べの適正確保について

(3) 参与からの御意見・御助言

項目ごとに以下のとおり

【組織運営状況調査について】

- メンタルヘルスの数値が検察官において0.2マイナスになっている点を受け、相談窓口や医療関係者への引継ぎ等がなされているのか懸念している。
- 検察は今社会から責められているが、このような状況下にいる検察庁職員の心の痛みを心配している。今回の調査では、検察官については回答率、各項目の評価のいずれも下落している。検察官自身はかなり追い詰められているのではない。こういう状況では組織として萎縮して事故が起こりやすい。

日本人は「反省」を好むが、自分たちのマイナス面のみを見るだけではだめで、心が保たない。自分たちの悪い面だけでなく良い面も認める、「省察」という姿勢が重要である。
- 働きがいやメンタルの数値が落ちている。検察庁の離職率がどの程度か分からないが、入庁時期等によって差があるかなどを分析すれば、原因が分かるかもしれない。
- 各項目の評価をグラフ化した波形はここ数年一定しており、収束している状態、定常状態にあると思う。改善されているという実感がないとなかなか回答率も上がらない。

特に、若い人は目の前のことに精一杯で、達成感、満足感や成長感をどこに求めたら良いのかという状態になっている。

組織として積極的に現場に赴いて、今、困っていること等の現場の意見を拾い上げていく努力が必要だと思う。
- 回答率が低下しているとのことだが、そもそも何のためにやっている調査なのか繰り返し周知する必要がある。今年も順番だから実施するとなると、やる意味がなくなってしまう。
- 検察官・検察事務官とも回答率が低下しており、さらに、それぞれ調査項目の数値も低下しているため、分析が必要だと思う。

【再審担当サポート体制の強化について】

- 再審事件について、法改正に向けての議論が行われているところ、再審サポート体制の「強化」が、証拠開示や検察官上訴の問題につき、時代に逆行する運用につながらないよう要望したい。

【近時のJPECの活動状況について】

- 新しい技術にJPECが対応していることは評価している。

現在は生成AI、5G、IoTが登場・発展するなどインターネットが世に出たときと同程度の革命的な技術の変化の時代である。今後、メタバースが更に発展し、フェイクとリアル、さらにバーチャルが加わり複合的になっていくと予想される。また、生成AIの登場も相まって、犯罪の高度化・複雑化が急速に進ん

でいくと思われ、しっかり対応していかなければならない。

この分野では、民間や海外との協力が必須であり、また、年功序列にとらわれることなく、物心ついたときからデジタルに囲まれて育ってきた、デジタルネイティブな若手の登用を積極的に推し進めるべきである。

【刑事訴訟法第321条の3の概要と取組】

- 刑訴法321条の3に基づいて記録媒体が証拠とされた事例が予想していたよりも少なく、個人的にはもっと積極的に利用されることを期待している。また、本条が導入されたことにより、代表者聴取における聴取主体に変化が生じるのかも注目している。

- 子どもの権利委員会の2019年の第4回・第5回定期報告の24項(a)において、「虐待及び性的搾取の被害を受けた子どもを対象とし、被害を受けた子どもの特有のニーズに関する訓練を受けたスタッフによって支えられる、通報、苦情申立て及び付託のための子どもに優しい機構の設置を速やかに進めること」と勧告しているところ、今回の刑訴法321条の3による代表者聴取の取組の活用はこれに合致するものであり、大変評価できる。

また、定期報告における勧告では、加害者を裁判にかけることにも言及されていることから、この点も評価できる。

今後、有罪になった事例の件数を次回児童の権利条約委員会で報告も可能なので、引き続き、注視していただきたい。

- 刑訴法321条の3が浸透していくことを期待している。

サンプルで示された教育関係者向けのリーフレットは、よく出来ているが、法律に詳しくない人だと、読んだだけでは分からない部分もあるのではないかと思いますので、教育関係者に向けた説明会を設けるなど丁寧な説明をお願いしたい。

【検察独自捜査における取調べの適正確保について】

- あるべき取調べについて、検察庁内部でグループディスカッションを行うことは、合理的な取調べの在り方を各検察官が自分で考えて研鑽する機会になり得、効果が上がると期待している。また、最高検の刑事部長が年末に発信したという「検察独自捜査における取調べの適正確保について」についても、どのような効果が上がるのか注目している。

令和になってからも不適切な取調べが行われたとしてマスコミに再三取り上げられている。組織体質の問題ではないかとの指摘もあり、このままでは国民の信頼を損なうのではないかと危惧される。

検察においても様々な取組がなされていることは分かったが、今後は、これまでのような「不適切な取調べを防止する」というだけでなく、「合理的な取調べを追求する中で不適切な取調べもなくしていく」というステージに移行すべきで

はないか。

- 昨今問題になった取調べについて、個人的に若い世代の検察官に聞くと、考えられない取調べだと言っている。しかし、実際に、そのような取調べが録音・録画がなされている状況で行われた事例が複数起こったということは、ある時期までは、状況によってはそのような取調べが許容される場合もあると考えられていたのではないか。少なくとも何が不適切な取調べなのかについては、若い世代だけでなく、上の世代にも共有する必要がある。

在宅事件での取調べへの録音・録画の拡大は、今年の全体参与会で自分が要望していたことであり、望ましい方向と評価している。

- 今年の全体参与会後のこの1年を総括すれば、「検察の取調べが社会的に大きな関心事となった1年」ということができる。被疑者に対して、「ガキ」「お子ちゃま」「検察を敵視することは反社と同じ」「検察なめんなよ」「君は小学生レベル。社会貢献していない」と申し向けた事例などが、新聞やテレビだけでなく、経済誌や国会審議でも取り上げられており、これらの事例の中には、裁判所においても、「本件は検察官個人の資質や能力にのみ起因すると捉えるべきではない。改めて今、検察における捜査・取調べの運用の在り方について、組織として真剣に検討されるべきである」などと指摘されたものもある。先ほど言及した事件の録音・録画の状況は、国賠訴訟等によってたまたま明らかになったにすぎない。これらの取調べはいずれも録音・録画下のものであることを踏まえれば、不適正な取調べを防止するためには弁護人の立会権を認めるべき必要性は更に大きくなったといえる。

本日、最高検が昨年12月に、不適正な取調べが相次いでいることを受け、各地の検察庁に対して、「自白に固執せず、適正な取調べを徹底する」とともに、「事案に応じて任意の聴取も録音・録画することなどを求める」旨の通知を出したとの報告をいただいた。その通知の前提となったと思われる事案はいずれも監察指導部において不適正な取調べと評価されているが、その中でも最も厳しい評価をすべきであったのであり、そのような評価をし、全国の検察庁に指示されていれば、今回の通知をするような事態を未然に防ぐことができたのではないか。この点に関し、参与から意見を伝えることができるものの、その結論に異議があることを伝えても結論に反映される仕組みにはなっていない。

また、今般の通知において、「事案に応じて任意の聴取も録音・録画することなどを求める」旨の通知を出したということであるが、在宅事件の録音・録画の拡大について、2016年の参議院法務委員会の附帯決議を踏まえた運用がようやく実現したとすれば、どうしてその実現までに8年以上の年月を要したのかと思う。そして、「検察の独自捜査では警察の事件を受ける場合と違い、客観的な視点が薄れがちである」ことを理由として今回の運用が開始されたということであるが、そのことはもともと自明であったのであり、なぜこれまで運用の実現に

至らなかったのか、その検証も必要である。今後は、検察官の裁量に基づく運用にとどまらず、法制化に向けた運用開始と位置づけ、その実施の透明性と説明責任を確保できるように、在宅事件の取調べの録音・録画の実施状況についてデータを集積し、開示していくことが求められる。

- 在宅事件への録音・録画の運用拡大は、国連自由権規約委員会の2022年11月の勧告にも応えるもので評価できる。
- グループディスカッションという取組はとても良い。成人の学びには、インプットよりアウトプットが有効である。短時間でもいいので継続的に小グループで話す期間をもつと良い。

【その他】

- 日本政府は、自由権規約委員会との建設的対話をするよう考えた方が良い。同委員会は、実質的な運用で必要な事項が担保されているかということよりも、形式面で、例えば、ある制度の有無といった観点で判断するという性格があることを踏まえて、相手側に誤解があろうとも、対決的にとられないような表現の工夫が必要と思われる。
- 犯罪被害者対応について、検察官が非常に忙しいことは承知しているが、被害者と面接する際は、専門用語についてはかみ砕いて、ゆっくりと説明するようお願いしたい。

交通犯罪について、当初は危険運転致死傷罪が適用されず、後に訴因変更される事例があるが、最初から危険運転致死傷罪が適用できるよう御配慮願いたい。

以 上